

京都医労連は以下の声明を發表しました。

2021年5月21日

## 「病床削減推進法」の採決に抗議する

昨日20日、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案」が参議院厚労委員会で、自民、公明、維新、国民の賛成で強行採決され、本日の本会議で採決された。

この法案は、消費税を財源に病床削減を推進し、医師の時間外労働の上限として過労死ラインの約2倍もの年間1860時間を合法化するもので、医療提供体制をさらに縮小・弱体化させるものである。しかも、厚労省の試算によれば、地域医療構想を進めると重症者用病床で働く看護師約11万人を削減することになる。

現在、新型コロナ感染拡大は収まらず、「医療崩壊」「救えるいのちが救えない」「病人が患者になれない」事態となり、医療体制のひっ迫、看護師をはじめとした医療従事者の不足が大きな課題になっている。京都でも20代のコロナ罹患者が入院できず、自宅で亡くなるというあってはならない事態が起こっている。

このような事態を引き起こした背景には、感染症病床をはじめ病床や保健所を減らし続けてきたこと、病院の再編・縮小、慢性的な医師・看護師不足などがある。

2019年に全国400以上の公立・公的病院を統廃合の再検討対象として名指しで公表し、統廃合や病床削減する病院には全額公費で補助金をだす「病床削減支援給付金」（2020年度予算で84億円を計上）を実施してきた。新型コロナ感染拡大で医療ひっ迫となっても、この政策は撤回してこなかった。

また、日本の医師数は、人口比でOECD加盟国の平均から13万人も少ない。100床あたりの看護師数は、フランスやドイツの約半分、イギリスの約3分の1、アメリカとの比較では4分の1にも満たない。「救えるいのちが救えない」事態をもたらした今、医師・看護師の必要な増員を放置してきた政府の責任は極めて重大である。

新型コロナ禍で、国民には補償なき行動自粛を呼びかけ、医療ひっ迫の病院にはベッド削減を強要する、国民のいのちと健康を守る立場になっていないのが今の政府である。

今、政府がやるべきことは感染症病床の増床とそれを支える医師・看護師の大幅増員である。

京都医労連は、この法律の廃止むけて、今後も取り組みを大きく広げることを決意する。

京都医療労働組合連合会  
執行委員長 勝野 由起恵

